

農業委員会からのお知らせ

平成25年農作業労働賃金などの標準額を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 農作業労働賃金

区 分	男 女 共	備 考
水田一般作業	5,300円	1日当たりの実働8時間 (弁当持参)
普通一般作業	5,300円	

2. 機械利用料金

区 分	作 業 名	金 額	備 考
水 田 10a当たり	耕 起	6,500円	
	代 か き	6,500円	
	苗 代 起 し	150円	1坪当たり
	田 植 機	7,000円	
	バインダー	7,000円	糸 つ き
	脱 穀	500円	1袋当たり
	運 搬 料	70円	1袋当たり

※この金額は、標準単価です。活動状況などにより、両者で協議して取り決めしてください。疑問な点がありましたら、下記までお問合せください。

【お問合せ】産業振興部門 担当：佐藤

個人住民税収入確保対策の取り組みについて

個人住民税（個人市町村民税・個人県民税）は、地域の行政サービスに必要な費用を住民が広く負担しあう「地域社会の会費」として、県と市町村の貴重な自主財源となっており、市町村が課税と徴収を行っています。

県では、市町村と「協働」して、さまざまな収入確保対策に取り組んでいるところです。

給与所得者の個人住民税については、地方税法上、事業主が給与から特別徴収（天引き）することとなっています。

下北地域県民局県税部と下北管内5市町村では、現在特別徴収を実施していない事業主についても、平成26年度から、法定要件に該当する場合には、個人住民税の特別徴収を実施していただくよう広報周知活動を実施しています。

該当することが見込まれる事業主の方々には、すでに文書をお送りしていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581（内線210）

青森県河川砂防課からのお知らせ

●河川内の雑木を譲り受けたい方、自ら伐採し利用したい方はご連絡ください。

県では、河川管理上支障となる河川内の雑木を伐採し、河川管理に努めています。

県で伐採した雑木を譲り受けたい方には提供していますのでご連絡ください。

また、お住まいの周辺などで、河川内の雑木が繁茂しているところがあり、

- ・河川内の雑木を伐採し「河川環境を美化」したい
- ・伐採した「雑木を利用」したい

など、ご自身で河川内の雑木伐採を行いたい方も下記までご連絡ください。



【申込・お問合せ】県土整備部 河川砂防課 企画防災グループ ☎017-734-9662
下北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎22-1231